

保険仲立人  
財務局への手続きマニュアル  
新規登録編

2015年6月15日

<目次>

1. 登録申請にあたり財務局へ提出する法定書類	3
2. 登録審査の参考情報を記載した書面	4
3. 保証金供託手続	7

一般社団法人 日本保険仲立人協会

このマニュアルは保険仲立人として新規に登録する際の主な手続きについて記述したもので、登録後の、変更届、年次の事業報告等については、別冊の「財務局への行政手続きマニュアル 変更届・事業報告編」（ホームページの「会員専用」>「会員向情報」に掲載）をご利用ください。

### 【リンク】

各種書式、記載要領等については関係機関のホームページへリンクを張っています。

青文字下線部分にカーソルを当てて Ctrl キーを押しながらクリックしてください。

### 【凡例】

「法」 [保険業法](#)

「規則」 [保険業法施行規則](#)

「指針」 [保険会社向けの総合的な監督指針](#)

「規則別紙様式」 保険業法施行規則 別紙様式

「保証金規則別紙様式」 [保険仲立人保証金規則](#) 別紙様式

「指針別紙様式」 [保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編](#)

　　I. 申請書等様式集 (3) 保険仲立人関係 (別紙様式 1~37)

「財務局」 実際の手続き窓口は管轄財務局長等であり、福岡財務支局、沖縄総合事務局も含まれる。

### 【利用上の注意】

1. このマニュアルは、一般社団法人 日本保険仲立人協会（以下「当協会」といいます。）が作成し、ご利用者の皆様に対して情報を提供するものです。
2. 記載内容については細心の注意を払っておりますが、掲載された内容の誤り、および掲載された情報に基づいて被ったいかなるトラブル、損失、損害についても、当協会は一切の責任を負いません。
3. このマニュアルに記載されている内容は予告なく変更することがあります。
4. このマニュアルの著作権は、原則として当協会に帰属し、当協会に無断で転用・複製等することはできません。
5. このマニュアルは、他のホームページとリンクされていることがあります。当協会はその内容については、一切の責任を負いません。また、そのようなホームページとリンクされていても、当協会が、それらのホームページやその内容を承認または保証していることを意味するものではありません。

## 1. 新規開業の登録申請にあたり財務局へ提出する法定書類(法人の場合)

チェック	No	登録申請書類	根拠法	様式	備考
	①	登録申請書	法第 287 条第 1 項	<a href="#">規則別紙様式第 20 号</a>	<a href="#">【記載要領】</a>

チェック	No	登録申請書類	根拠法	様式	備考
	②	誓約書	法第 287 条第 2 項第 1 号	<a href="#">規則別紙様式第 21 号</a>	
	③	役員氏名・住所一覧	法第 287 条第 2 項	指針別紙様式 1	任意の様式可
	④	能力証明書類	規則第 219 条第 1 項第 1 号		保険仲立人協会の資格認定証
	⑤	定款、寄付行為または登記事項証明書	規則第 219 条第 1 項第 2 号		定款は原本証明、登記事項証明書は 3 カ月以内発行のもの
	⑥	指定 ADR 機関の商号又は名称を記載した書面	規則第 219 条第 1 項第 4 号		現在、指定 ADR 機関は保険オンブズマンのみ
	⑦	役員・使用人届出書	法第 302 条	<a href="#">規則別紙様式第 25 号 【記載要領】</a>	保険募集に従事する役員・使用人について提出（代表権を持つ役員は記載不要、資格認定証の写しは要提出）

	⑧	登録審査の参考情報 を記載した書面		p 4-6 参照	
--	---	----------------------	--	----------	--

## 2. 登録審査の参考情報を記載した書面

上記法定書類に加えて以下の書面（様式は任意）を提出する。

ア. 営業所等の状況を記載した書面		備考
		保険募集業務を行う全ての事務所について提出
①	所在地略図	住宅明細図等事務所の位置のわかるもの
②	平面図	専有部分、面積及び同一フロア入居者がわかるもの。
③	占有形態（自己所有・賃貸等）	
④	保険会社、生・損募集人、他の仲立人の募集を行う事務所と同一連物内にないか。ある場合には、顧客に混同が生じないよう十分な手当がされているか	監督指針 V-4-1(3) 監督指針 V-4-3(1)

\* 様式等無し。上記の事項が網羅されていればよい。

イ. 役員の個別状況について記載した書面		備考
①	氏名	法 289 条第 1 項第 6 号
②	役職（常勤非常勤の別）	監督指針 V-1-6(1)
③	住所	
④	生年月日	
⑤	履歴	法 289 条第 1 項 9 号
⑥	過去の保険募集業務従事の有無。有の場合には、募集人廃業日	法 289 条第 1 項 9 号
⑦	兼職状況	法 289 条第 1 項 9 号

ウ. 関連会社の状況が確認できる書面		備考
①	グループ図	
②	主要株主	
③	関係会社の商号、業務内容、関連会社との出資関係	

エ. 供託金の見込み		備考
①	予定している供託金の区分（現金・有価証券・保証委託契約・賠償責任保険契約） 有価証券の場合その種類 保証委託契約・賠償責任保険契約の場合その相手方	
②	供託金等の額及び供託時期について	登録後、遅滞なく供託して営業開始することができるか。

才．開業後の業務展開		備考
①	仲立人業務参入目的	
②	業務計画及び収支見込	
③	顧客見込み	
④	業務開始予定時期	
⑤	業務契約予定保険会社	

力．その他(監督指針基づく確認事項)		備考
①	<p>(1) 保険募集の委託</p> <p>① 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、保険会社及び少額短期保険業者（以下、「保険会社等」という。）、保険会社等を代表する役員、保険募集人及び他の保険仲立人に対して保険募集を委託し、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料、報酬その他の対価（以下、「手数料等」という。）の支払いを行っていないか。</p> <p>② 保険募集人が、保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者に対して保険募集を委託し、又は保険募集に関する手数料等の支払いを行っていないか。</p> <p>③ 保険会社等又は保険会社等を代表する役員が、保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者に対して保険募集を委託していないか。</p> <p>(2) 共同の行為</p> <p>① 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、保険会社等又は保険募集人と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。</p> <p>② 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用者が、原則として、保険会社等又は保険募集人に保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。</p>	監督指針 V-4-1(1)(2)
②	法第302条の規定により届出を要する役員又は使用者とは、登録を受けた保険仲立人の日本にある事務所に勤務する役員（代表権を有する役員を除く。）又は使用者をいう。ただし、同一の役員又は使用者は、複数の保険仲立人の保険募集を行う役員又は使用者を兼務しないものとする。	監督指針 V-1-11(1)
③	保険仲立人がその役員及び募集に従事する使用者として、保険会社等からその役員又は使用者の出向を受け入れていないか。また、保険会社等は役員及び使用者を保険仲立人の役員又は募集に従事する使用者として出向させていないか。	監督指針 V-4-3(4)
④	<p>(2) 出資</p> <p>保険募集を主たる業務とする保険仲立人が、原則として保険会社等から出資を受けていないか。</p> <p>(3) 便宜供与</p> <p>保険仲立人が、保険会社等から通常の条件に照らして著しく異なる条件で融資を受け、又は何らの名義によってするかを問わず、金銭、物品、役務の提供等の便宜供与を要請若しくは受領していないか。</p>	監督指針 V-4-3(2)(3)

⑤	保険仲立人に自己と一定の資本関係のある保険募集人(保険仲立人の議決権を実質25%以上保有、又は保険仲立人が実質25%以上の議決権を保有している保険募集人をいう。)が存在する場合において、コンピューターの共用に関して、保険仲立人と関係募集人のそれぞれの端末から他方の情報へのアクセスができないようなシステム設計が講じられているか。	監督指針 V-4-2
⑥	保険仲立人又はその役員若しくは使用人が、自己が顧客から得た非公開情報の保険募集人又は他の保険仲立人への提供を行っていないか。また、保険仲立人又はその役員若しくは使用人が、保険募集人又は他の保険仲立人が顧客から得た非公開情報の提供を受けていないか。ただし、当該情報の提供につき事前に当該顧客の個別の同意がある場合には、基本的に問題ないものとみなす。★「個人情報保護規定」を提出	監督指針 V-4-1(4)
⑦	顧客からの苦情等の処理について者に規則等に基づいて業務が運営されているか。★「苦情処理規定」を提出	監督指針 V-5-7 II-4-3-2-2
⑧	指定保険仲立人保険募集紛争解決(ADR)機関(保険オンブズマン)との間で手続実施基本契約を登録完了までに締結。契約締結次第、契約書の写しを提出する。	監督指針 V-5-7

### 3. 保証金供託手続

登録後営業開始前に、供託（若しくは契約締結）のうえ速やかに財務局に届け出る。

#### ①現金・有価証券の供託

法務局で保証金を供託した場合。 供託手続きについては[法務省のホームページ](#)を参照

手続き1	保証金の供託の届出 保険業法施行規則第221条第1項第1号
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・保証金供託届出書 (<a href="#">指針別紙様式第5号</a>)</li><li>・当該供託に係る供託書正本（法務局から交付される）</li><li>・保証金等内訳書（<a href="#">規則 別紙様式第24号</a>）</li></ul>

■保証金供託届出書（指針別紙様式第5号）の記載例（部分）

#### 保証金供託届出書

~~保険業法第291条第1項、第4項若しくは第8項若しくは同法第202条第2項又は保険仲立人保証金規則第13条第6項若しくは第14条第1項の規定により供託をしたので、保険業法施行規則第221条第1項第1号の規定により、同条第2項第1号に規定する書面を添付して、届け出ます。~~

~~（記載上の注意）~~

~~不要な字句は消して使用すること。~~

#### ②保証委託契約

保証金の供託に代えて、保証委託契約を締結した場合。

手続き2	保証金の全部又は一部に代わる契約（保証委託契約）の届出 e-Gov行政手続き案内 保険業法第291条第3項 監督指針V-2-1(2)
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・保証契約締結届出書 (<a href="#">指針別紙様式第6号</a>)</li><li>・保証委託契約の締結の事実を証する書類（保証証券等）</li><li>・保証金等内訳書（<a href="#">規則 別紙様式第24号</a>）</li></ul>